

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	DRM回避規制・コピーワンス・ダビング10・B-CAS
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現状、不正競争防止法と著作権法でDRM回避機器等の提供等が規制され、著作権法でコピーコントロールを回避して行う私的複製まで違法とされています。</p> <p>そもそも、私的なDRM回避行為自体によって生じる被害は無く、無意味にデジタル技術・情報の公正な利活用を阻み、著作権法において、私的領域におけるコピーコントロール回避まで違法とすることで、著作権法全体に関するモラルハザードとデジタル技術・情報の公正な利活用を阻む有害無益な萎縮効果が生じている事は容易に想像できます。</p> <p>2009年2月にDRM回避機器についてゲームメーカー勝訴の判決が出ていることなどを考えても、現時点で、現状の規制では不十分とするに足る根拠はありません。</p> <p>個々の回避行為を一件ずつ捕捉して民事訴訟の対象とすることは困難だったにもかかわらず、文化庁の片寄った見方から一方的に導入されたものである、私的領域でのコピーコントロール回避規制（著作権法第30条第1項第2号）の撤廃を求めます。</p> <p>ネットにアップされることによって生じる被害は公衆送信権によって既にカバーされており、その被害とDRM回避やダウンロードとを混同してはいけません。</p> <p>それ以前に、私法である著作権法が、私的領域に踏み込む事自体、異常です。</p> <p>また、2010年4月に公開された海賊版対策条約（ACTA）案において、DRM回避規制の対象や対象行為の拡大等が必要な条文案が選択肢を示さない形で提示されており、さらにこのような規制強化について知財計画2010においても具体的な制度改革案を2010年度中にまとめるとされている。こう言った無意味で危険な規制強化条項を含めた形での条約交渉を、国民的な合意を得ぬまま、勝手に政府が行う事は論外です。</p> <p>日本政府として、海賊版対策条約（ACTA）へのDRM回避規制関連条項の導入に反対し、同時に、DRM回避規制の強化による情報アクセスに関する国民の基本的な権利の侵害の危険性について国際的な場で議論を提起する事を求めます。</p> <p>次に、無料の地上放送の全てに、一度のコピーしか認めない異常に厳しい制限(コピーワンス)がかけられ、以後わずかに緩和されたものの、やは</p>

りダビング10という不当に厳しいコピー制限が維持されています。

また、こう言ったコピー制限の維持を目的としたB-CASによる無料の地上放送の全てにスクランブル・暗号化が施されているという状態が今もなお続いています。

コピー制限技術は悪意を持ったユーザーに対しては、不断の方式変更で対抗する外ありませんが、その方式変更に通ずる途方もないコストが発生する無料の地上放送では実質的に不可能です。それにも拘らず、2009年の情報通信審議会の中間答申において、現行のB-CASシステムと併存させる形でチップやソフトウェア等の新方式を導入することが提言される等、(現在も恐らく企業レベル等で検討されているものと思いますが、)ごく一部の悪意のあるユーザーの為に善良な一般ユーザーに無用な不便を押し付け、現行システムの維持コストに加えて新たなシステムの追加で発生するコストまでまとめて消費者に転嫁するような施策は無用です。

さらに言えば、コピー制限に関する施策全般に関して言える事ですが、不正機器対策には全くならない上、新たに作られるライセンス発行・管理機関が総務省なりの天下り先となり、新方式の技術開発・設備投資コストに加え、天下りコストまで今の機器に上乗せされ得る物です。先述の審議会において同じく検討課題とされていた、制度的エンフォースメントにしても、正規機器の認定機関が総務省なりの天下り先となり、その天下りコストがさらに今の機器に上乗せされるだけの、全く無駄な施策です。

昨年運用が開始されたダビング10も同様で、より複雑で高価な機器を消費者が新たに買わされるだけで消費者として納得できません。

さらに、ダビング10機器に関しては、テレビチューナーと録画機器の接続次第で、コピーの回数が9回から突然1回になるなど、公平性の観点からも問題があります。

さらに、B-CASシステムは談合システムと同等で、放送局・権利者にとっては、視聴者の利便性を著しく減衰させる事によって、一旦は広告つきながらも無料で放送したコンテンツの市場価格を不当につり上げるものとして機能し、国内の大手メーカーにとっては、B-CASカードの貸与と複雑な暗号システムを全てのテレビ・録画機器に必要とすることによって、中小・海外メーカーに対する参入障壁として機能している。

これは本来国民に幅広く試聴される事を目的としていた無料地上波本来の理念を無視し、放送局と権利者とメーカーの談合に手を貸すのと同義の施策を行った総務省の過去の行為は不当です。

B-CASカードのユーザー登録の廃止により、既に存在意義を完全に失っているB-CASカード・システムは早急に地上デジタル放送から排除

	<p>される事を望みます。</p> <p>法的にもコスト的にも、全国民をユーザーとする無料地上放送に対するコピー制限の維持は完全に不可能であることは判りきっており、このようなバカげたコピー制限に関する過ちを二度と繰り返さないため、無料の地上放送についてはスクランブルもコピー制御もかけないこととする逆規制を、政令や省令ではなく法律のレベルで放送法に入れる事を強く望みます。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>著作権法第30条第1項第2号</p> <p>著作権法第120条の2</p> <p>不正競争防止法第2条第1項第10号、第11号</p> <p>海賊版対策条約（検討中）</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・著作権法第30条第1項第2号を削除する。 ・海賊版対策条約（ACTA）条約交渉においてDRM回避規制関連条項を取り除くよう日本政府から強く働きかける。 ・無料地上波からB-CASシステムを排除し、テレビ・録画機器における参入障壁を取り除き、自由な競争環境を実現する。 ・国民に幅広く視聴できる事が求められる、基幹放送である無料地上波については、ノンスクランブル・コピー制限なしを基本とする。 ・無料地上波については、ノンスクランブル・コピー制限なしとすることを、総務省が勝手に書き換えられるような省令や政令レベルにではなく、法律に書き込む。